

意見書案第19号

文書通信交通滞在費及び政党交付金の廃止並びに立法事務費の充実を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和 3年12月14日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 細谷典男

〃 〃 根岸裕美子

文書通信交通滞在費及び政党交付金の廃止並びに立法事務費の充実を求める意見書（案）

令和3年10月31日投開票の衆議院議員総選挙の当選者に対して、文書通信交通滞在費が支給されたことから議員特権の問題として浮上しました。これに対して国会の論議では、各党の主張は異なっても毎月100万円という既得権は離したくないという姿勢は明らかです。

文書通信交通滞在費については、議員特権であり国民からの大きな政治不信を生んでいる要因にもなっています。

現状は第2の給与といっても過言ではない状況です。これは日割り、領収証添付、返金などの小手先の改革では本質は変わることはなく、文書通信交通滞在費そのものの廃止という抜本的な解決策が必要です。

本来、国会は国民のためにあるものであり、国会が立法機関として機能するための調査研究活動経費の必要性は多くの国民が認めており、税金で賄うことに異論はないと思います。

不明朗な文書通信交通滞在費に代わり、国会議員の立法に関する調査研究活動を行うため必要経費として支給される立法事務費について用途を明確にすることなどを条件に充実するよう求めます。上記の考えから政党交付金の廃止も併せて求めていきます。

よって、下記の事項について、所要の法改正等を講じるよう求めます。

記

- 1 文書通信交通滞在費を廃止すること。
- 2 政党交付金を廃止すること。
- 3 立法事務費の用途を明確にし、充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 3年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長